

JPとgTLDのサービス差異について

2019年12月2日

株式会社日本レジストリサービス

はじめに/本資料の目的

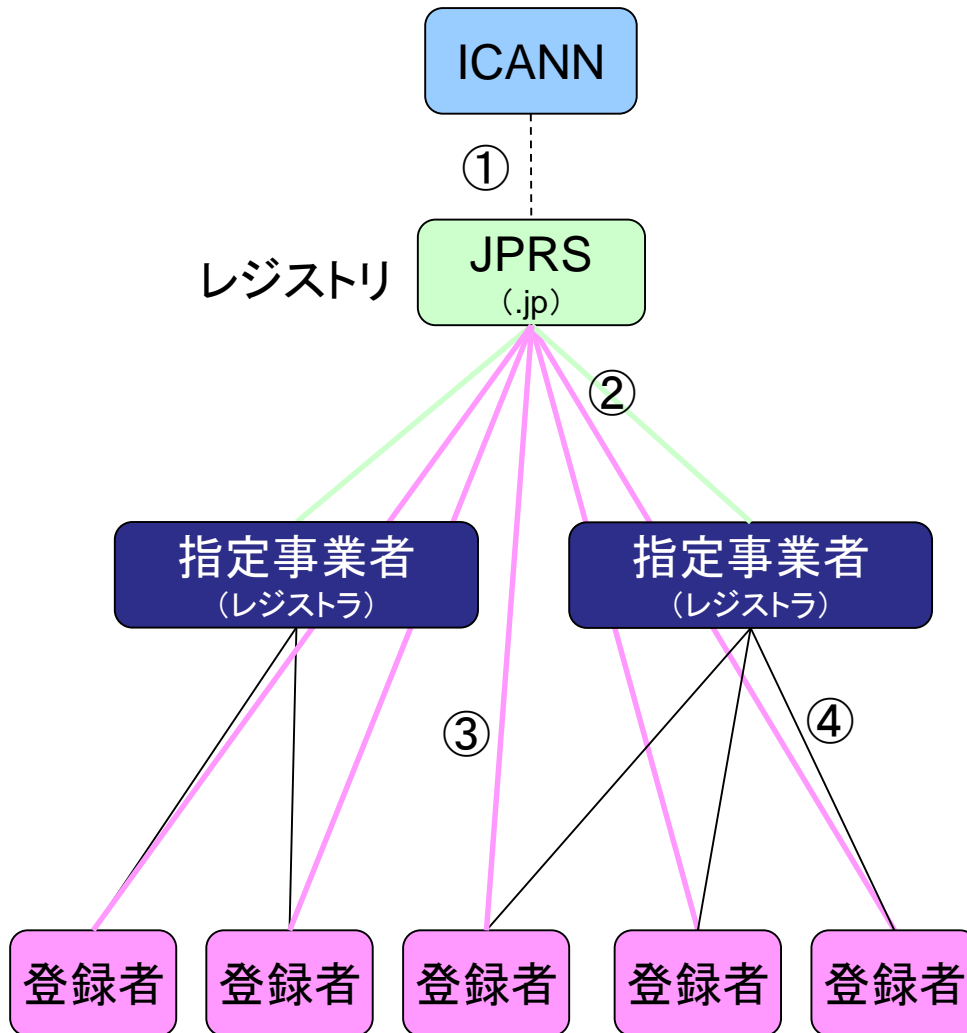
JP-DRPとUDRPの差分について理解を深めるために、JPとgTLDのサービス・プロセスの差異について以下の点について報告する。

- ① レジストリ/レジストラ/登録者との契約関係
- ② 登録者情報の保有・公開
- ③ プライバシー/プロキシサービスの扱い
- ④ 申立フロー

① レジストリ/レジストラ/登録者との契約関係

	JP	gTLD
レジストリ・レジストラ間	ある(取次契約)	ある(RRA)
レジストリ・登録者間	ある(登録規則)	(間接的に)ある ※「レジストリが定める登録ポリシー(Registration Policy)に従うこと」はレジストラと登録者との登録契約等で規定されていることが多い
レジストラ・登録者間	ある(サービス約款等)	ある(登録契約)

ドメイン名登録に関する主な契約関係(JP)



① ccTLDスポンサ契約

- ICANNとJPRS(レジストリ)との契約
- JPドメイン名の委任・運用にあたってのICANN/JPRSの権利/義務等について規定

② 取次契約

- JPRS(レジストリ)と指定事業者(レジストラ)との契約
- 指定事業者がJPRSに登録者からの申請を取り次ぐにあたっての権利/義務等について規定

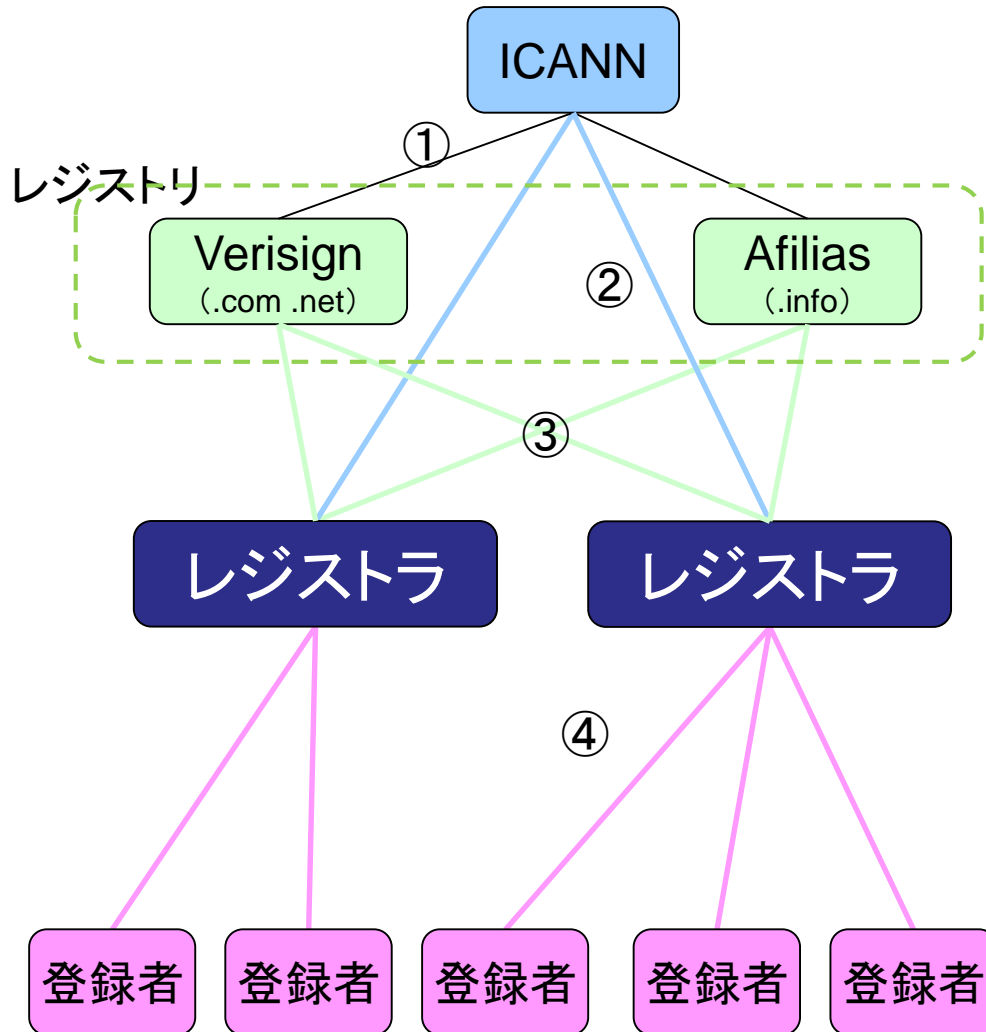
③ 登録規則

- JPRS(レジストリ)と登録者との契約
- 登録資格やドメイン名登録にあたってのJPRS/登録者の権利/義務等について規定

④ サービス約款等

- 指定事業者(レジストラ)と登録者との契約
- 指定事業者のサービスを利用するにあたっての登録者の権利/義務等について規定

ドメイン名登録に関する主な契約関係 (gTLD)



① RA (Registry Agreement)

- ICANNとレジストリとの契約
- gTLDレジストリの委任・運用にあたってのICANN/レジストリの権利/義務等について規定

② RAA (Registrar Accreditation Agreement)

- ICANNとレジストラとの契約
- レジストラの認定・業務実施にあたってのICANN/レジストラの権利/義務等について規定

③ RRA (Registry-Registrar Agreement)

- レジストリとレジストラとの契約
- 当該gTLDを取り扱うにあたってのレジストリ/レジストラの権利/義務等について規定

④ 登録契約 (Registration Agreement)

- レジストラと登録者との契約
- 当該レジストラを利用したgTLD登録にあたってのレジストラ/登録者の権利/義務等について規定

②登録者情報の保有・公開(1/2)

基本的な考え方

(1) JPDメイン

- ・ドメイン名の一意性を保証するというレジストリの役割を果たすため、以下の考えに基づきドメイン名の登録者に関する情報を一元的に管理
- ✓ 登録者の保護 指定事業者が倒産等の事態に陥った場合に備え、登録者との連絡情報を確保
- ✓ 登録情報のエスクロー 登録管理業務をJPRSから別組織に移管する必要が生じた場合に備えて登録者情報を第三者組織に預託し、移管先での登録管理業務実施可能な手段を確保
- ✓ 登録情報のバックアップ 不測の事態に備え、登録管理業務に支障をきたさぬよう登録情報をバックアップ
- ・「登録情報の管理というそもそもの目的からも、また、エスクローが有効に機能するためにも、レジストリであるJPRSがドメイン名の正しい登録情報を収集する仕組みを堅持すべき」
(2013/3/13 JPDメイン名諮問委員会答申)

(2) gTLD

- ・ レジストリ・レジストラモデルの導入の歴史的経緯(NSI社による独占対策)より、以下の2形態が混在
 - ① thickレジストリモデル(レジストリが登録者情報を一元的に管理)(.com/.net/.jobs以外)
 - ② thinレジストリモデル(レジストラがそれぞれ管理する登録者情報を分散して管理)(.com/.net/.jobs)
- ・ thickレジストリモデルへの移行がICANNで検討されるもGDPRの影響により実質的に無期限延期状態(いくつかの条件が満たされるまで延期)

②登録者情報の保有・公開(2/2)

サービス仕様比較

JP	gTLD
<ul style="list-style-type: none"> レジストリ(JPRS)が登録者情報を一元的に保有 Whoisでの情報公開もレジストリ(JPRS)のみ実施(指定事業者(レジストラ)にはWhoisの提供義務なし) <ul style="list-style-type: none"> ただし、Whoisで公開される情報は限定されている(ドメイン名の管理指定事業者は非公開) 開示請求を行えばすべての登録情報が書面で開示される(ただしドメイン名の管理指定事業者は開示されない) <p>→ DRPに必要な情報はレジストリに問い合わせれば入手可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> .com/.net/.jobs <ul style="list-style-type: none"> レジストリはドメイン情報(技術情報(ネームサーバー、ドメインステータス、作成日(登録日))、管理レジストラ)のみ保有し、ドメイン情報のみをWhoisで公開 レジストラはドメイン情報とコンタクト情報(登録者、Adminコンタクト、Techコンタクト)を保有し、Whoisで公開 .com/.net/.jobs以外 <ul style="list-style-type: none"> レジストリ・レジストラともドメイン情報とコンタクト情報を保有し、Whoisで公開 <p>→ DRPに必要な情報はレジストラに問い合わせれば入手可能</p>

DRP比較

JP-DRP	UDRP
<ul style="list-style-type: none"> 申立が出されたら、紛争処理機関はレジストリ(JPRS)に登録者情報の提供を要求 レジストリ(JPRS)は登録者情報の提供の後、紛争処理機関からの手続開始通知を受け、当該ドメイン名のロック設定を実施 <p>※ただし手続規則等に規定はない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申立が出されたら、紛争処理機関はレジストラに以下を要求(手続規則4章) <ul style="list-style-type: none"> 登録情報(コンタクト情報)の提供 当該ドメイン名のロック設定 <p>※手続の説明であるとともに、レジストラの義務事項ともなっている</p>

③プライバシー/プロキシサービスの扱い(1/2)

登録者情報・連絡先情報に関する考え方の比較

	JP	gTLD
Whoisでの公開	<ul style="list-style-type: none"> 登録者情報 <ul style="list-style-type: none"> 必要最低限のもののみWhoisで公開(汎用の場合は[登録者名]のみ) Whoisで公開していない項目は情報開示請求を行うことにより確認可能 公開連絡窓口情報(連絡先) <ul style="list-style-type: none"> Whoisで全て公開 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者情報・コンタクト情報とも、原則Whoisで全て公開 ただし、P/Pサービス利用時はレジストリは真の登録者情報は持っていない(.com/.net/.jobsの場合はP/Pサービスの有無に関わらず登録情報は持っていない) <p>※EUの一般データ保護規則(GDPR)の影響により、Whoisでの公開範囲等について現在ICANNで検討中</p>
登録者が情報を公開したくない場合は?	<ul style="list-style-type: none"> 登録者情報 <ul style="list-style-type: none"> 正しい情報を登録した上で「Whois登録者情報非表示設定」を利用(汎用) 公開連絡窓口情報(連絡先) <ul style="list-style-type: none"> 「登録者に連絡がとれる情報(公開しても問題ない連絡先)」を登録する(指定事業者等が提供する公開連絡窓口代行サービスを利用する、など) 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者情報 <ul style="list-style-type: none"> レジストラ等が提供するプロキシサービス(レジストラ等が登録者となり顧客に当該ドメイン名を使わせるサービス)を利用 コンタクト情報(連絡先) <ul style="list-style-type: none"> レジストラ等が提供するプライバシーサービス(連絡先をレジストラ等の情報にする)を利用

③プライバシー/プロキシサービスの扱い(2/2)

サービス仕様比較

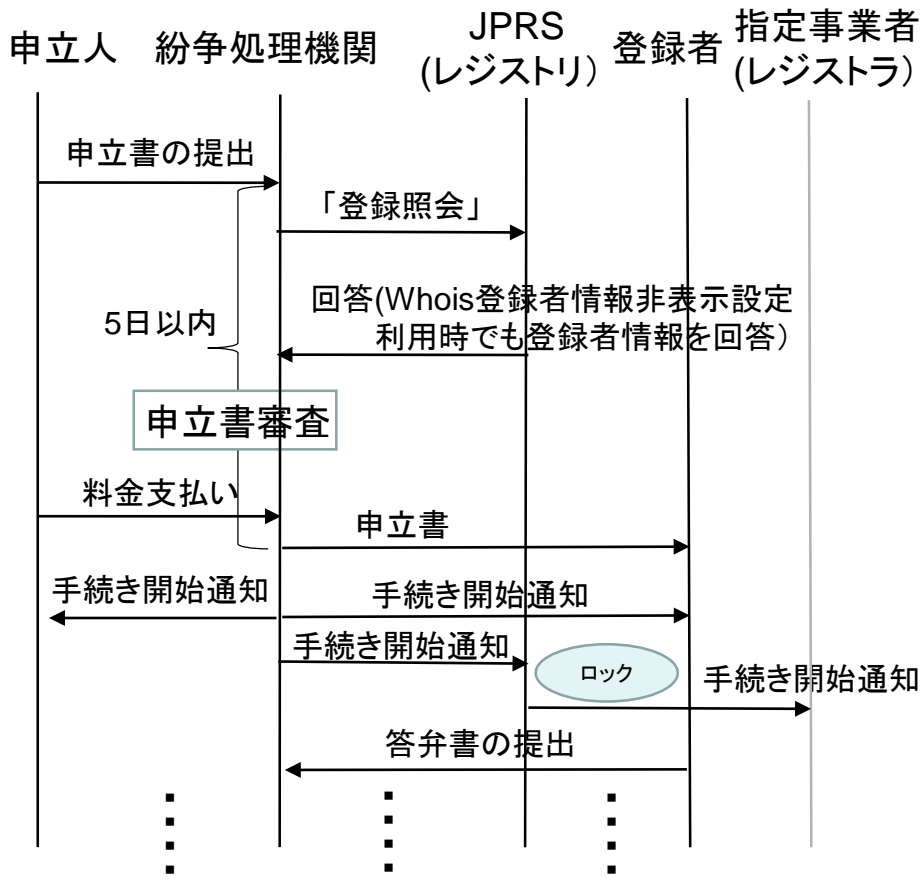
JP	gTLD
<ul style="list-style-type: none"> • 公開連絡窓口情報は「登録者に連絡が取れる情報」であれば誰でもよい。 <ul style="list-style-type: none"> - プライバシーサービス(連絡先を指定事業者等の情報にする)は認めている。 - 指定事業者には「個人情報の保護と公開連絡窓口情報の位置付け」を提示している。 <ul style="list-style-type: none"> 登録者情報:ドメインに対する最終的な責任者情報 公開連絡窓口情報:登録者に連絡可能なことを条件に他の窓口情報でも可 • JPRSは、[登録者名]欄に表示(登録)されている人が「登録者」と判断する。 <ul style="list-style-type: none"> - プロキシサービス(指定事業者等が登録者となり顧客に当該ドメイン名を使わせるサービス)はレジストリ(JPRS)としては定めていない。 - 指定事業者には、登録者はドメイン名の登録規則に基づく一切の義務を負うこと(JP-DRPに従うことも含む)を提示し、注意喚起を実施 	<ul style="list-style-type: none"> • プライバシーサービス/プロキシサービス(P/Pサービス)共にICANNが認めている <ul style="list-style-type: none"> - レジストラがP/Pサービスを提供する場合の主な義務事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ サービス規約・サービス手順の作成・提示 ➢ 不正行為報告窓口の公開 ➢ 顧客(P/Pサービス利用者)情報のエスクロー(第三者預託) - 詳細は、レジストラ認定契約(RAA)の付属文書「SPECIFICATION ON PRIVACY AND PROXY REGISTRATIONS」で規定 https://www.icann.org/resources/pages/approved-with-specs-2013-09-17-en#privacy-proxy

DRP比較

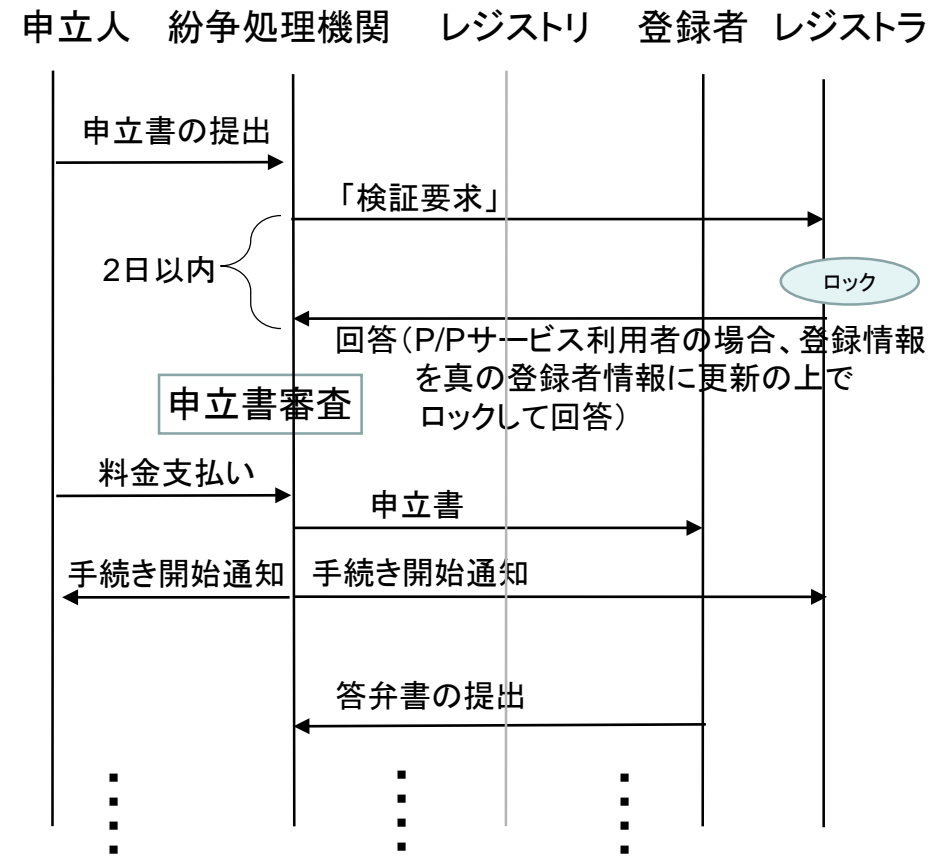
JP-DRP	UDRP
<ul style="list-style-type: none"> • P/Pサービスを利用しているドメイン名の扱いに関する規定なし(P/Pサービス事業者が登録者として登録されている場合は、P/Pサービス事業者に対して申立) 	<ul style="list-style-type: none"> • DRPが申し立てられたドメイン名がP/Pサービスを利用している(真の登録者の情報がわかる)場合、レジストラは登録者情報を書き換えることができる(手続規則4章(b))

④ 申立フロー (1/2)

JP-DRPにおける申立フロー



UDRPにおける申立フロー



④ 申立フロー(2/2)

		JP-DRP	UDRP
登録情報の確認先		レジストリ(JPRS)	レジストラ
登録照会を表す用語		登録確認	検証要求
登録照会の内容	ドメインの存在確認	○	○
	登録者が存在することの確認(情報が誤りの場合は正しい情報の提示)	○	○
	コンタクト情報の提示	○	○
	ドメインの登録日	○	○
	ドメイン有効期限の提示	○	○
	ロックの実施指示	×	○
	紛争処理に使用する言語の指定	×	○
登録照会回答期限		規定なし (紛争処理機関の申立書の受理から登録者への申立書送付までが5日以内)	2日
ロック(※)実施者		レジストリ(JPRS)	レジストラ
ロック(※)実施タイミング		手続き開始通知受領時	検証要求受領時

(※) UDRP上のロックの定義はレジストラに対するものであるが、ここではレジストリに対しても便宜的にロックを使用